

NPO宮ヶ瀬湖ボートクラブ所有艇等の運用規定

1. 目的

この規定は定款第5条(事業)第1項①ボートの普及・啓発、②ボートの技術向上の事業活動を円滑・安全に実施するために必要な事項を定める。

2. 艇の利用条件

- (1) 艇庫及び湖面は公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(以下「財団」という)により管理されており、財団が規定する「神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の利用に関する運用規程」を遵守する。
- (2) 艇、オール、ライフジャケット、エルゴメーターはNPO宮ヶ瀬湖ボートクラブ(以下「当NPO」という)が所有しており、利用に当たっては当NPOが規定する「宮ヶ瀬湖水域漕艇のための安全基準」を遵守する。
ライフジャケット使用に伴うボンベ交換の費用は利用者負担とする
- (3) 艇等の利用に当たっては、漕艇管理者の指示に従い、12の連絡先による説明を理解し遵守すること。

3. 所有艇および利用期間

- (1) 当NPOは令和4年4月1日現在、次の艇を保有している。
シングルスカル(8艇)、ダブルスカル(4)、ナックルフォア(2)、クオドルプル(4)、フォア(1)、エイト(4)
- (2) 夏期(5月1日から11月30日)は全ての保有艇の漕艇を可能とする。
- (3) 冬季(12月1日から4月30日)はシングルスカルの漕艇を原則不可とする。
- (4) 冬季にダブルスカルを漕艇する場合はモーターボートを伴走させ、他の湖面利用者と協議の上、艇庫前の湖面での漕艇とする。

4. 艇の利用方法

(1) 個人利用

個人単位で乗艇の際に利用する方法であり、艇種・シート・メンバー等の希望申出はできるが、最終的には当NPOの漕艇管理者の指示に従う。

利用者が希望すれば漕艇指導を受けることが出来る。

(2) 借艇利用

団体等が艇種や乗艇者を自分たちで指定したい場合に1艇単位で借艇する方法であり、漕艇経験が豊富なクルーが利用の対象者となる。

クルー内に初心者が多く含まれるなど、安全な漕艇練習が困難と判断される場合は借艇利用をお断りする。

(3) 利用単位時間

3時間を1単位とし、基本は午前の部と午後の部とする。

5. 艇の利用料金

個人利用、借艇利用可能艇はシングルスカル、ダブルスカル、ナックルフォア、クオドルプル、フォア、エイト、オクトプルとする。

個人利用、借艇利用とも艇保守、維持費用相当分の費用を徴収する。

個人利用

・コックス及び指導専任(*)の乗艇者は無料とする。

(*)指導専任者とは、子供(小学生及び中学生)及び未経験者(漕暦回数凡そ5回未満)への指導を漕艇管理者から指示された者とする。

・半日(1単位)の間に艇を乗り換えた場合も1回の利用費用だけとする。但しその内の一つがシングルスカルの場合はその利用料金とする。

・体験乗艇者の初回利用料金は無料とする。

・冬季にダブルスカルを漕艇する場合はシングルスカルの料金を適用する。

借艇利用

・艇等の搬入・搬出・乗艇中の安全管理及びそれらに付随して発生した費用(艇・オール、エルゴメーター破損時の修理費用、損害保険料など)は全て利用者が負うものとする。

・ナックルフォアには後方コーチ席1名を加えて最大6名の乗艇を可能とする。

・1単位1艇当たりの利用料金を徴収する。同艇に多数の乗員が交代して乗艇しても利用料金は変わらない。

・1単位時間内に2艇を乗り換えて利用した場合はそれぞれの艇の合計利用料金となる。

6. 利用料金の支払い

- (1) 漕艇当日、現地にて現金を会計担当者に支払う。

- (2) その他の支払を希望する場合は会計担当者、或いは12の連絡先に連絡の上、事前に合意しておくこと。

7. 艇の利用日

- (1) 個人利用は原則、毎週土曜日と第1・第3火曜日の漕ぐ会開催日とする。

- (2) 借艇利用は、上記以外の日の利用も可能であるが、漕艇管理者、或いは12の連絡先に別途相談すること。
8. 利用時間及び期間
- (1) 漕艇場の開場時間は、財団により以下と規定されており、閉場時間の30分前までには退場するようにする
1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 午前9時から午後4時30分まで。
5月1日から9月30日まで 午前7時から午後5時30分まで。
- (2) 漕艇場休場日を除いて通年使用可能であるが、シングルスカルは漕者の安全を考慮して、水温15℃未満の期間は原則漕艇禁止とする。
9. 利用手続き
- (1) 個人利用を希望する場合は利用予定日の前々日までに漕艇管理者、或いは12の連絡先にその旨を伝えること。
- (2) 借艇利用を希望する場合は利用日の7日前までに12の連絡先にその旨を伝え了解を得ること。また事前に財団に「湖面利用申込書」を提出し、承認を受けること。
詳細は当NPOの下記URL/漕艇利用について/宮ヶ瀬湖利用申し込み要領/を参照のこと。
<https://www.miyagaserowing.website>
10. 安全対応
- (1) シングルスカル漕艇時はライフジャケット着用を特に厳守のこと。
- (2) シングルスカル出艇時はモーターボートを併せて出艇させること。
- (3) 同時時間帯の利用人数は3名以上とし、互いの安全を注視する。
11. その他注意事項
- (1) 基本漕航：右側運航を基本とする。
- (2) 利用湖面：漕艇範囲が定められており、漕艇管理者の指導の下に漕艇すること。
- (3) 他の湖面利用者
宮ヶ瀬湖では遊覧船が定期的に運航している。遊覧船に航路優先権があるのでその運行時間と航路を承知の上、絶対に近づかないようにすること。巡視艇の湖面巡回にも十分に注意すること。
また、カヌー、SUP等の乗艇の妨げにならないように努めること。
12. 連絡先
- (1) この規定についての問い合わせ先
担当者：事務局長 百瀬道夫 電話：070-4302-8286 メール：mmomose@way.ocn.ne.jp
13. 罰則
- (1) この規定に違反する行為、漕艇管理者の指示に従わない行動等があった場合、その後の乗艇を禁止することがある。
- (2) この規定に違反する行為あるいは利用者の不注意等で当NPOの所有物品に損傷があった場合、5の注2に加えて対象団体、個人に対して損害賠償を請求することがある。
- (3) 上記各号の判断、実施については漕艇管理者、対象者と協議の上、会長または事務局長が行う。

以上

制定 令和2年6月16日
改定 令和4年4月1日
改定 令和5年9月5日